

「交通安全ランドセルカバー」等官民協働啓発事業候補者評価要領

1 評価者

「交通安全ランドセルカバー」等官民協働啓発事業プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）の委員により選定する。

2 評価項目、評価基準及び配点

項 目		評 価 基 準	配 点
1	事業者について	市内における本社の有無等から、地元貢献に対する寄与度を評価する。	5 点
2	事業取組方針について	当該事業に対する事業者の取組姿勢から、当該事業の遂行能力を評価する。	5 点
3	交通安全の啓発の取組の実績	過去の交通安全の啓発の取組実績から、当該事業の遂行能力を評価する。	10 点
4	製作等スケジュールについて	製作等のスケジュールの妥当性を評価する。	10 点
5	ランドセルカバーの製作について	コメント【A部分】 ランドセルカバーに掲載することが適切な内容か、市民に親しまれるものになっているかなどを評価する。	10 点
	図柄【B部分】		10 点
6	交通安全の啓発の取組について	交通事故防止の啓発を効果的に図ることができるか、本市と事業者の役割分担が適切か、事業の実現可能性を踏まえた提案となっているかなどを評価する。	10 点
	その他の交通事故防止の啓発の取組		10 点
7	問合せ等の対応について	当該事業に対する問合せや苦情等を想定して、速やかな対応ができる体制が整えられているかを評価する。	5 点

8 広島市に支払う納付金について	納付金の金額を評価する。	10点
合 計		85点

評価基準は以下のとおり（8を除く）

評価基準	配点5点の場合	配点10点の場合
極めて優れた内容である。	5点	10点
十分な内容である。	4点	8点
必要最低限の内容は満たしている。	3点	6点
やや不十分な内容である。	2点	4点
不十分な内容である。	1点	2点

3 評価方法

- (1) 企画提案書に基づく書面審査を原則とする。
- (2) 各委員が個々に評価を行い、その平均点をもって評価点とする。
- (3) 得点の高さに基づき事業候補者の優先順位を決定する。

4 評価の実施方法

(1) 応募資格確認

応募資格の確認は、事務局において、所定の書類に基づき実施し、その結果を書面で応募者へ通知する。

応募資格が確認された者のみ審査の対象とする。

(2) 審査委員会における順位の確定

ア 各委員において、提案書を評価する。

イ 評価点の集計及び順位整理（事務局）

ウ 事業候補者の確定（順位の最も高い事業候補者と協定を締結する）

※本市は、優先順位の最も高い事業候補者と協定締結の協議を行い、協定を締結する。

ただし、決定後、当該事業者から「取次願」が提出された場合は、次に優先順位の高い事業候補者を事業者として協議を行い、協定を締結する。以降同様の方法により事業者決定及び協定締結を行う。

5 選定の対象外となるもの

- (1) 納付金の提案金額が50万円未満のもの
- (2) 評価項目「1 事業者について」から「7 問合せ等の対応について」までの評価点合計の満点(75点)に対して6割未満のもの
- (3) 評価項目「5 ランドセルカバーの製作について」の「図柄【B部分】」の評価点の満点(10点)に対して6割未満のもの

6 審査結果の公表

事業候補者が決定した後に、結果を提案者へ書面通知するとともに、協定の締結後、提案者全員の商号又は名称、評価結果及び事業候補者について、広島市ホームページ等で公表する。